

広島市総合計画審議会規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）第3条の規定に基づき、広島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、広島市総合計画の策定に関する重要な事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内をもつて組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画総務局企画調整部政策企画課において処理する。

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。